

ID: 121

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	使用許可の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市ふれあいセンター条例施行規則 第5条		
例 規 番 号	平成17年規則第106号		
【根拠条文】 (使用許可の取消し) 第5条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。 (1) 第3条第1項の使用条件に違反したとき。 (2) 第3条第2項各号に該当する事由が発生したとき。 【基準】 根拠条文及び長門市暴力団排除のための公共施設の利用規制に関する条例第3条の規定による。 (規制及び使用料の返還) 第3条 市長等は、個別条例等の定めにかかわらず、公共施設の利用が暴力団の利益になると認めるときは、当該利用を許可しない。 2 市長等は、既に公共施設の利用の許可をしている場合においても、その利用が暴力団の利益になると認めるときは、当該許可を取り消し、又は利用を停止することができる。この場合において、その利用者に損害が生じることがあっても、市長等は、賠償の責めを負わない。 3 市長等は、前項の規定に基づき公共施設の利用の許可を取り消した場合において、既に使用料が納付されているときは、速やかに当該使用料を返還しなければならない。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日